

印西市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更理由書

1 印西市農業振興地域整備計画(農用地利用計画)変更理由

経済事情の変動その他情勢の推移により、印西市農業振興地域整備計画を一部除外変更する。

2 農用地利用計画の変更

(1) 農用地利用計画の変更内容

農用地区域からの除外(詳細については別添資料のとおり)

(2) 農用地区域の概要

(単位:ha, %)

	総面積	農用地					混牧地	農業用施設用地	山林原野	その他			
		農地				採草放牧地							
		田	畑	果樹園	小計	計							
農業振興地域(A)	10,094.00	3,390.94	1,551.86	16.00	4,958.80	4.00	4,962.80	0.00	5.13	2,000.00	3,126.07		
変更前の農用地区域(B)	3,102.78	2,943.36	154.29	0.00	3,097.65	0.00	3,097.65	0.00	5.13	0.00	0.00		
用途区分別の内訳	3,102.78				3,097.65	0.00	3,097.65	0.00	5.13				
変更後の農用地区域(C)	3,102.73	2,943.31	154.29	0.00	3,097.60	0.00	3,097.60	0.00	5.13	0.00	0.00		
用途区分別の内訳	3,102.73				3,097.60	0.00	3,097.60	0.00	5.13				
比較	B/A	30.74	86.80	9.94	0.00	62.47	0.00	62.42	0.00	100.00	0.00		
	C/A	30.74	86.80	9.94	0.00	62.47	0.00	62.42	0.00	100.00	0.00		

3 農用地利用以外(マスタープラン部分)の変更

計画事項	現行計画の概要	主な計画内容

別紙 農用地利用計画の変更内容

①農用地区域への編入

番号	大字	小字	地番	現況地目	面積(m ²)	編入後の用途区分	変更理由
/	/	/	/	/	/	/	/

②農用地区域からの除外

番号	大字	小字	地番	現況地目	面積(m ²)	除外前の用途区分	除外後の用途	変更理由
1	吉高	白田	2651番1 2651番2	田 田	268.00 199.00	農地	農家住宅	個別除外申出により、次の要件を満たしているため除外する。 ・ 現在の住居は父と祖母と同居し、農業を営んでいる。農業経営を行うため農地周辺に近接する土地に住宅を建設することが必要かつ適当であり他の土地をもって代えることが困難である。(法第13条2項一号) ・ 地域計画については除外済みであるため、地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがない。(同二号) ・ 敷地境界にOB積を設置することで、雨水や土砂の流出を防止し、日照・通風に関しては建物配置を十分考慮するため、他の農地の利用上支障がない。(同三号) ・ 当該地及び周辺農用地を現に利用集積しておらず、今後も見込まれないなど、担い手に対する利用集積に支障を及ぼすおそれがない。(同四号) ・ 土地改良施設の機能に支障がない。(同五号) ・ 昭和36年から昭和51年にかけて団体営ほ場整備事業を行っているが、事業終了から8年以上経過していることから土地改良事業の支障なし。(同六号)
2	鹿黒	アラク山	659番2	山林	165.00	山林	誤謬	次の要件により、農用地区域に含まれない土地となるため除外する。 航空写真により確認したところ、当該地は、全体見直しを行った以前から山林になっていたことが判明した。 このように当該地は、農振農用地に設定した時点及び現時点でも、農振農用地の設定要件(農振法第10条第3項第一号から第六号)のいずれにも該当しない。
3	鹿黒	アラク山	670番2	畑	48.00	農地	誤謬	次の要件により、農用地区域に含まれない土地となるため除外する。 農業委員会に確認したところ、当該地は、昭和60年に農地転用許可がされていた。 このように当該地は、農振農用地に設定した時点及び現時点でも、農振農用地の設定要件(農振法第10条第3項第一号から第六号)のいずれにも該当しない。